

令和 6 年 4 月 確認制度に基づく新規申請施設について

令和 6 年 3 月 1 日 保育課

1. 確認制度と利用定員について（子ども・子育て支援法第 27 条、第 31 条第 1 項）

確認制度とは、市が教育・保育施設の設置者の申請に基づき、施設型給付費（委託費）の支払い対象施設である「特定教育・保育施設」であることを確認する制度です。

確認は、利用定員を定めて行うものとされています。

2. 豊橋市子ども・子育て会議での意見聴取

子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定により、施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされています。

3. 新規申請施設について

令和 6 年度は、下記のとおり、幼稚園 1 施設から幼保連携型認定こども園へ移行するための確認申請、及び、幼保連携型認定こども園を新設するための確認申請が提出されています。

区域区分	現在の施設名	新施設名 (予定)	新旧利用定員				
			1号(教育) 認定	2号(保育) 認定	3号(保育) 認定		計
					1・2歳児	0歳児	
第3区域	豊橋中央幼稚園	幼保連携型認定こども園 豊橋中央幼稚園	200人⇒140人	0人⇒60人	0人⇒35人	0人⇒6人	200人⇒241人
			60人減	60人増	35人増	6人増	41人増
第4区域	-	上庄 夏の空こども園	0人⇒ 19人	0人⇒ 44人	0人⇒ 42人	0人⇒ 15人	0人⇒120人
			19人増	44人増	42人増	15人増	120人増
(参考) 第4区域	岩田こども園	岩田こども園	25人⇒ 6人	217人⇒ 144人	106人⇒ 95人	37人⇒25人	385人⇒270人
			19人減	73人減	11人減	12人減	115人減